

## 議決に際していただいた御意見と回答

### 第 12 次埼玉県交通安全計画について

御意見	回答
<p>計画は、8年度から12年度となっている。8年度は既に3か月が経過していますが、計画の起点はいつになるのか。</p>	<p>計画の開始時期としては年度の初めを基準としておりますので、令和8年4月が起点となります。</p>
<p>資料2・第12次埼玉県交通安全計画では、計画期間は「年度」となっているが（P3）、本文では「年」の記載となっている。</p> <p>*例：P9・12年（2030）「年」までに…</p> <p>計画の中で「年」と「年度」が混在することはあり得るのか（目標達成に向け、期間の管理が難しいのではないか？）</p>	<p>計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間となっておりますが、目標の交通事故死亡者数等の数値は「年」の数値で示しております。これは、交通事故の統計データが埼玉県警察の公表する「暦年（1月～12月）」単位で集計されているためです。</p> <p>そのため、計画期間は年度単位で設定しつつ、目標数値は統計の取り扱いに準じて年単位で表現する必要があり、「年度」と「年」が混在する形になっております。これは統計の特性に起因するものであり、計画の整合性や目標の意味合いに問題はないと考えております。</p> <p>なお、本計画の基となる国の交通安全基本計画においても、同様に「年度」と「年」が混在しております。</p>
<p>第2部第1章4（2）交通安全施設等の戦略的維持管理において、「不要な施設の撤去等を推進」とあるが、当初設置された経緯があるため、各地区交通安全協会へ事前相談して、撤去することが地域住民の不安を招かないようにしてもらいたい。</p>	<p>関係機関との調整を踏まえ、以下のとおり回答いたします。</p> <p>交通安全協会が行う事業につきましては、「交通安全の広報及び啓発」が主となるため、これまで交通安全協会各支部へ個別に意見を聴衆しておりませんでした。</p> <p>交通安全協会各支部員におかれましては、交通安全意識の高い地域住民であることと承知しておりますので、市町村や関係団体、地域住民等の意見を聞きながら、交通安全施設の撤去等について判断してまいります。</p>